

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月29日
【発行者の名称】	株式会社ダブルツリー (Double Tree Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 和樹
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市加須山 334 番地の 4
【電話番号】	086-428-2829 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 藤原 瑛子
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ダブルツリー https://d-tree.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 (中間)	第39期 (中間)	第37期	第38期
決算年月	2024年6月	2025年6月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	6,699,576	7,875,766	15,376,196	13,857,419
経常利益 (千円)	382,306	383,292	802,999	734,519
中間(当期)純利益 (千円)	250,825	252,139	556,349	485,406
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	1,000	3,000,000	1,000	3,000,000
純資産額 (千円)	4,140,927	4,579,630	3,940,071	4,375,493
総資産額 (千円)	7,604,688	8,157,588	7,503,631	7,926,187
1株当たり純資産額 (円)	1,380.31	1,526.54	1,313.36	1,458.50
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	50,000 (—)	16 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	83.61	84.05	185.45	161.80
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.5	56.1	52.5	55.2
自己資本利益率 (%)	6.2	5.6	15.0	11.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	7.1
配当性向 (%)	—	—	9.0	9.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	604,611	938,059	603,971	545,728
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△99,872	△207,166	△150,598	△367,350
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△166,587	△172,120	△84,968	△193,313
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,965,792	2,171,478	1,627,640	1,612,705
従業員数 (名)	217 [104]	217 [133]	216 [106]	213 [153]

(注) 1. 当社は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度及び中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第38期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第37期の中間財務諸表は記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式の上場が2024年12月16日であるため、それ以前については記載しており

- ません。また、第 39 期中間期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
6. 1 株当たり配当額及び配当性向については、第 38 期中間期及び第 39 期中間期は配当を行っていないため記載しておりません。
 7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
 8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 37 期の財務諸表について監査法人コスモスの監査を、第 38 期中間財務諸表については監査法人コスモスの中間監査を受けております。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、第 38 期の財務諸表については監査法人コスモスの監査を、第 39 期中間財務諸表については監査法人コスモスの中間監査を受けております。
 9. 2024 年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3,000 株の株式分割を行っておりますが、第 37 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間（当期）純利益を算定しております。なお、1 株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しており、第 37 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり配当額を算定した場合、第 37 期は 17 円となります。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025 年 6 月 30 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
217 [133]	32.0	7.3	4,807

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費が持ち直しの動きを見せる一方、物価上昇や金利動向への不透明感の継続、地政学的リスクによる不安定な国際情勢等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような情勢の中、自動車業界においては、新車の供給制約が徐々に解消される一方、中古車への需要は底堅く推移し、価格も高水準を維持しました。

当社におきましては、『地域の「持続的で最適な”移・食・住”」を実現する』というミッションに基づき、商品ラインナップの見直し・拡充や、中古車買取・販売体制の強化に注力してまいりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は7,875,766千円（前年同期比17.6%増）、営業利益は307,291千円（前年同期比14.7%減）、経常利益は383,292千円（前年同期比0.3%増）、中間純利益は252,139千円（前年同期比0.5%増）となりました。

なお、当社は自動車販売及びその付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略してまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は2,171,478千円（前期末比558,773千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は938,059千円となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上384,136千円、棚卸資産の減少281,225千円及び仕入債務の増加208,929千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は207,166千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出194,263千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は172,120千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出120,618千円、配当金の支払額48,000千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社の事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比 (%)
自動車販売事業	6,467,877	120.3%
自動車整備事業	1,210,261	103.5%
その他事業	197,627	127.2%
合計	7,875,766	117.6%

(注) 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報を公表した2025年3月31日以降、当中間発行者情報提出日までにおいて、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

前事業年度の発行者情報を公表した2025年3月31日以降、当中間発行者情報提出日までにおいて、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年3月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 担当 J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に2024年12月16日に上場しました。当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

 - a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b） 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

 - a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること

が確実となった場合

- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1 ヶ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

当中間会計期間末における総資産は8,157,588千円（前期末比231,401千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加560,015千円、棚卸資産の減少281,225千円及び前渡金の減少36,060千円等によるものです。

(負債の部)

当中間会計期間末における負債は3,577,957千円（同27,264千円増）となりました。これは主に、買掛金の増加208,929千円、長期借入金の減少114,618千円及び未払金の減少67,691千円等によるものです。

(純資産の部)

当中間会計期間末における純資産は4,579,630千円（同204,137千円増）となりました。これは主に、繰越利益剰余金の増加210,884千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(2) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2025年6月30日)(株)	公表日現在発行数(2025年9月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	3,000,000	—	50,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社H&D	岡山県倉敷市加須山334番地の2	2,999,700	99.990
玉島信用金庫	倉敷市玉島1438	100	0.003
株式会社トマト銀行	岡山市北区番町2丁目3番4号	100	0.003
株式会社香川銀行	高松市亀井町6-1	100	0.003
計	—	3,000,000	100.000

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第4位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,000,000	30,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,000,000	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

② 【自己株式等】

自己株式はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別再考・最低株価】

月別	2025年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最近6月間の売買実績はありません。

3 【役員状況】

2025年3月31日付の発行者情報公表日以後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は第二種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,002,304	2,562,319
売掛金	213,297	225,986
棚卸資産	※1 1,908,052	※1 1,626,827
前渡金	40,536	4,476
その他	438,455	428,322
流動資産合計	4,602,647	4,847,932
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	※3 1,011,198	※3 975,657
構築物(純額)	171,186	172,715
機械装置(純額)	98,106	91,316
車両運搬具(純額)	211,461	252,115
工具、器具及び備品(純額)	91,138	84,092
土地	※3 1,421,378	※3 1,421,378
リース資産(純額)	15,078	12,007
建設仮勘定	—	19,947
有形固定資産合計	※2 3,019,548	※2 3,029,231
無形固定資産		
借地権	103,643	103,643
ソフトウェア	23,397	18,166
その他	1,217	1,160
無形固定資産合計	128,258	122,970
投資その他の資産		
投資有価証券	769	766
出資金	248	248
長期貸付金	1,160	1,040
長期前払費用	1,975	1,374
繰延税金資産	42,632	29,057
保険積立金	52,215	44,930
その他	76,731	80,036
投資その他の資産合計	175,733	157,453
固定資産合計	3,323,540	3,309,656
資産合計	7,926,187	8,157,588

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	160,384	369,313
短期借入金	※3 400,000	※3 400,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 238,236	※3 232,236
リース債務	8,201	6,119
未払金	204,785	137,093
未払費用	4,332	5,439
未払法人税等	86,631	118,429
前受金	852,360	818,211
賞与引当金	30,479	38,126
その他	73,373	133,066
流動負債合計	2,058,784	2,258,037
固定負債		
社債	※3 200,000	※3 200,000
長期借入金	※3 1,052,035	※3 937,417
リース債務	8,685	7,264
退職給付引当金	44,559	48,034
役員退職慰労引当金	72,700	22,000
資産除去債務	113,539	104,814
その他	390	390
固定負債合計	1,491,909	1,319,920
負債合計	3,550,693	3,577,957
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	705,719	705,719
資本剰余金合計	705,719	705,719
利益剰余金		
利益準備金	12,500	12,500
その他利益剰余金		
別途積立金	250,000	250,000
特別償却準備金	23,266	16,520
繰越利益剰余金	3,333,981	3,544,866
利益剰余金合計	3,619,748	3,823,887
株主資本合計	4,375,468	4,579,607
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25	23
評価・換算差額等合計	25	23
純資産合計	4,375,493	4,579,630
負債純資産合計	7,926,187	8,157,588

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
売上高	6,699,576	7,875,766
売上原価		
商品期首棚卸高	1,577,716	1,903,977
当期商品仕入高	4,714,861	5,662,851
合計	6,292,578	7,566,828
商品期末棚卸高	1,400,628	1,623,343
売上原価合計	4,891,949	5,943,485
売上総利益	1,807,626	1,932,280
販売費及び一般管理費	※ 1,447,432	※ 1,624,988
営業利益	360,194	307,291
営業外収益		
受取利息	13	625
受取保険金	5,262	70,635
受取助成金	2,763	850
受取補償金	5,985	—
雑収入	13,044	9,929
営業外収益合計	27,069	82,039
営業外費用		
支払利息	4,027	5,519
社債利息	240	240
雑損失	688	280
営業外費用合計	4,956	6,039
経常利益	382,306	383,292
特別利益		
資産除去債務戻入益	—	5,399
特別利益合計	—	5,399
特別損失		
固定資産売却損	—	398
固定資産除却損	244	4,157
特別損失合計	244	4,555
税引前中間純利益	382,062	384,136
法人税、住民税及び事業税	116,005	118,421
法人税等調整額	15,230	13,575
法人税等合計	131,236	131,997
中間純利益	250,825	252,139

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	705,719	705,719	12,500	250,000	47,512	2,874,330	3,184,342
当中間期変動額								
剰余金の配当							△50,000	△50,000
中間純利益							250,825	250,825
特別償却準備金取崩額						△12,122	12,122	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△12,122	212,948	200,825
当中間期末残高	50,000	705,719	705,719	12,500	250,000	35,389	3,087,278	3,385,168

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	3,940,062	9	3,940,071
当中間期変動額			
剰余金の配当	△50,000		△50,000
中間純利益	250,825		250,825
特別償却準備金取崩額	—		—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		29	29
当中間期変動額合計	200,825	29	200,855
当中間期末残高	4,140,888	39	4,140,927

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	705,719	705,719	12,500	250,000	23,266	3,333,981	3,619,748
当中間期変動額								
剰余金の配当							△48,000	△48,000
中間純利益							252,139	252,139
特別償却準備金取崩額						△6,745	6,745	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△6,745	210,884	204,139
当中間期末残高	50,000	705,719	705,719	12,500	250,000	16,520	3,544,866	3,823,887

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	4,375,468	25	4,375,493
当中間期変動額			
剰余金の配当	△48,000		△48,000
中間純利益	252,139		252,139
特別償却準備金取崩額	—		—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		△1	△1
当中間期変動額合計	204,139	△1	204,137
当中間期末残高	4,579,607	23	4,579,630

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	382,062	384,136
減価償却費	102,863	158,187
固定資産売却損	—	398
固定資産除却損	244	4,157
資産除去債務戻入益	—	△5,399
受取保険金	—	△64,030
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,920	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,942	7,647
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3,195	3,474
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	1,000	△50,700
受取利息及び受取配当金	△13	△625
支払利息及び社債利息	4,268	5,759
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,380	△12,688
棚卸資産の増減額 (△は増加)	178,538	281,225
仕入債務の増減額 (△は減少)	104,737	208,929
未払金の増減額 (△は減少)	△13,918	△33,981
前受金の増減額 (△は減少)	57,881	△34,148
その他	27,520	102,112
小計	837,136	954,453
利息及び配当金の受取額	13	625
利息の支払額	△4,268	△5,759
法人税等の支払額	△228,270	△86,622
保険金の受取額	—	75,362
営業活動によるキャッシュ・フロー	604,611	938,059
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	△4,507	△4,842
有形固定資産の取得による支出	△84,890	△194,263
資産除去債務の履行による支出	—	△5,029
無形固定資産の取得による支出	△1,995	—
長期貸付金の回収による収入	120	120
保険積立金の積立による支出	△4,055	△4,047
その他	△4,544	897
投資活動によるキャッシュ・フロー	△99,872	△207,166
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△112,038	△120,618
リース債務の返済による支出	△4,549	△3,502
配当金の支払額	△50,000	△48,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△166,587	△172,120
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	338,151	558,773
現金及び現金同等物の期首残高	1,627,640	1,612,705
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,965,792	※ 2,171,478

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースにかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、自動車販売及びその附帯業務として、主に自動車販売事業及び自動車整備事業を行っております。自動車販売事業については、自動車を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、自動車整備事業については、車検、整備及び钣金修理等のサービス提供時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

7. その他財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 棚卸資産の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
商品及び製品	1,892,793千円	1,603,640千円
貯蔵品	15,258千円	23,186千円

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,390,565千円	1,476,006千円

※ 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
建物	146,910千円	142,915千円
土地	985,173千円	985,173千円
計	1,132,083千円	1,128,088千円

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
短期借入金	100,000千円	100,000千円
1年内返済予定の長期借入金	192,672千円	186,672千円
社債	100,000千円	100,000千円
長期借入金	939,149千円	847,313千円
計	1,331,821千円	1,233,985千円

※ 4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	3,050,000千円	3,050,000千円
借入実行残高	430,000千円	400,000千円
差引額	2,620,000千円	2,650,000千円

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
有形固定資産	95,858千円	152,899千円
無形固定資産	7,005千円	5,287千円
計	102,863千円	158,187千円

(株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間
普通株式	1,000	—	—	1,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	50,000	50,000	2023年12月31日	2024年3月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間
普通株式	3,000,000	—	—	3,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月31日 定時株主総会	普通株式	48,000	16	2024年12月31日	2025年3月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金	2,351,784	2,562,319
預入期間が3か月を超える定期預金	△385,992	△390,841
現金及び現金同等物	1,965,792	2,171,478

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
1年内	8,400	8,400
1年超	30,800	26,600
合計	39,200	35,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。重要性の乏しいものは注記を省略しております。

前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債	200,000	198,091	△1,908
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,290,271	1,259,623	△30,647
負債計	1,490,271	1,457,714	△32,556

当中間会計期間 (2025 年 6 月 30 日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債	200,000	198,091	△1,908
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,169,653	1,142,493	△27,159
負債計	1,369,653	1,340,584	△29,068

(注) 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものである「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」につきましては、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

負債

社債及び長期借入金 (1年内返済予定を含む)

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の発行あるいは借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	198,091	—	198,091
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	1,259,623	—	1,259,623
負債計	—	1,457,714	—	1,457,714

当中間会計期間 (2025 年 6 月 30 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	198,091	—	198,091
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	1,142,493	—	1,142,493
負債計	—	1,340,584	—	1,340,584

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該社債及び借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

(1) 当該資産除去債務の概要

主に、店舗用の土地又は建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の経済的残存耐用年数や賃貸借契約の残存期間と見積り、割引率は当該期間に合わせて 0.00% から 2.34% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
期首残高	106,748千円	113,539千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,318千円	1,184千円
時の経過による調整額	473千円	519千円
資産除去債務の履行による減少	—	5,029千円
その他増減額(△は減少)	—	△5,399千円
中間期末(期末)残高	113,539千円	104,814千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

区分	販売高(千円)
自動車販売事業	5,374,611
自動車整備事業	1,169,613
その他事業	155,351
顧客との契約から生じる収益	6,699,576
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,699,576

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

区分	販売高(千円)
自動車販売事業	6,467,877
自動車整備事業	1,210,261
その他事業	197,627
顧客との契約から生じる収益	7,875,766
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,875,766

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)6 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	265,815	213,297
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	213,297	225,986
契約負債(期首残高)	531,910	852,360
契約負債(中間期末(期末)残高)	852,360	818,211

(注) 1. 当社の契約負債等について、重大な変動は発生しておりません。

2. 過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から、前事業年度及び当中間会計期間に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社の残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下の通りであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
1株当たり純資産額	1,458.50円	1,526.54円

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	83.61円	84.05円
中間純利益(千円)	250,825	252,139
普通株式に係る中間純利益(千円)	250,825	252,139
普通株式の期中平均株式数(株)	3,000,000	3,000,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2024年9月1日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行いました。前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(山本幸株式会社の株式取得による連結子会社化について)

当社は、2025年9月22日開催の取締役会において、山本幸株式会社の普通株式100%の新規取得により、完全子会社化することを決議し、2025年10月1日に株式取得に係る契約書を締結する予定です。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 山本幸株式会社

事業の内容 温浴施設、飲食店、ホテル等の運営

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は自動車の販売、整備及び钣金を行うモビリティ事業を主力としながら、コンフォタブルライフ事業ではフィットネス・飲食・グランピングなど、人々の暮らしや余暇に寄り添う多角的な事業を展開してまいりました。

このたび、新たに温浴施設と宿泊機能を兼ね備え、レストランや宴会場も併設する会社を取得することで、観光と健康を融合させた新しい温浴宿泊事業の創出を目指します。温浴・宿泊の機能を活かし、地域を訪れるお客様に滞在型の楽しみや癒しを提供することで、観光事業のさらなる強化につなげてまいります。

さらに、本施設は地元で30年以上続く歴史ある拠点であり、地域の皆さまから長年にわたり愛されてきた存在です。その信頼とブランド力を継承することで、コンフォタブルライフ事業を強化し、当社のミッションである「地域の持続的で最適な”移・食・住”を実現します」を果たすべく、より一層、観光振興や地域経済の活性化に貢献してまいります。

(3) 企業結合日

2026年1月5日(予定)

(4) 企業結合の法的形式

当社による現金を対価とした株式の取得

(5) 結合後の企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 現金 0千円

債権譲受 400,000千円

取得原価 400,000千円(注)

(注) 山本幸株式の取得対価に加えて、おかやま活性化ファンド2号 投資事業有限責任組合が山本幸株式会社に対して有する債権の譲受けの対価を含めた金額です。取得資金については、自己資金及び一部を国内の金融機関からの融資にて賄う予定です。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

- (3) 【その他】
該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月29日

株式会社ダブルツリー
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 相羽 美香子

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダブルツリーの2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダブルツリーの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意

思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。